

鹿児島県警察における給与等に関する証明の取扱いについて（概要）

（令和3年3月24日 鹿務第516号、鹿会第97号）

本通達は、本県警察職員や本県警察職員であった者などの給与、児童手当、報酬、賃金、駐在所報償費の支払いに関する証明に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 「鹿児島県警察における給与等に関する証明の取扱い」
等である。